

銚田市がんばる商店支援事業Q & A

<p>Q. 市内で事業を営んでいるが、住民票は市外にある。対象事業者となるか？</p>	<p>A. 個人事業主にあつては、市に住民登録をしている個人で、市内で事業を行っている個人事業者が要件となるので、対象外です。</p>
<p>Q. マスクは対象となるか？</p>	<p>A. 事業活動のためでなく、個人的な目的で購入したものは対象外です。接客のために利用する感染防止のための備品消耗品は対象となります。</p>
<p>Q. マスクやアルコール消毒液は支出項目の何費に該当しますか？</p>	<p>A. マスクやアルコール消毒液は消耗品に該当します。</p>
<p>Q. マスクやアルコール消毒液の購入を検討しているが補助の上限額は？</p>	<p>A. 一般の消耗品は対象経費の上限を2万円としていますが、衛生用品に区分される消耗品は2万円の上限は適用されません。</p>
<p>Q. マスクやアルコール消毒液を1年分購入したいが可能か？</p>	<p>A. 第2波の備えとして、感染防止事業（感染防止用品の購入）を実施していただくことは問題ありません。</p>
<p>Q. トラック運転手などフリーランスは対象事業者となるか？</p>	<p>A. 対象事業者となります。ただし、事業内容によっては対象外経費となる場合もあります。新型コロナとの関連性、個人的用途でないこと、事業継続にとっての必要性などを総合的に勘案し判断しますので、事業実施前にご相談願います。</p>
<p>Q. 車は対象になるか？</p>	<p>A. 車両購入費は基本的に対象外です。目的や用途など特に考慮すべき内容がある場合は再度検討します。事業実施前にご相談願います。</p>

Q. 申請は何回まで可能か？	A. 1事業者あたり30万の上限に達するまで何回でも可能ですが、申請手続きが面倒であれば後日まとめて申請しても結構です。事業自体は年度内に完了するよう申請を済ませてください。
Q. 補助申請時に見積もりの添付は必要か？	A. 申請の際は不要ですが、実績報告提出時には明細のわかる領収書等や契約書の写しが必要となりますのでご注意願います。
Q. 販路開拓のため従業員を新たに雇い入れます。給料は対象になりますか？	A. 人件費は対象外です。
Q. 新たに創業し、新規事業を行う予定だが、事務所の備品購入等は対象になるか？	A. 「コロナ対応事業」ではなく「創業事業」に該当しますので、備品購入費や工事費は該当になりません。 また、「創業事業」は交付決定前の購入は認められないのでご注意願います。
Q. 今年の1月に事業を始めたばかりだが、コロナ不景気で別の業態も始めたいと考えているが対象となるか？	A. コロナの影響で本業の業績が振るわず、販路開拓、業態転換などを行う場合は対象となりえます。ただし、これまで事業をやっていたことと、業績が思わしくないことなどを証明する必要があります。税務署への事業開始届出や元受け業者からの事業の依頼等を提示の上、再度相談願います。
Q. 写真はどのようにとればよいか？	A. 施行前と施行後を最低1枚ずつ撮ってください。
Q. 事業期間の目安はありますか？	A. 事業の効果を確認するため、概ね申請から1か月間程度を目安に設定してください。

<p>Q. 通帳引き落としのため領収書が出ないが、申請可能か？</p>	<p>A. 支出の証拠書類は、明細のわかる領収書を基本とします。支払いを証明する資料がない場合は原則補助の対象とはなりません。ただし、通帳の写しと金額が明示された納品の明細を両方用意するなど、支払いを客観的に証明できる資料があれば対応を検討いたします。申請前にご相談願います。</p>
<p>Q. アクリル板の仕切り板は支出項目の何費に該当しますか？</p>	<p>A. 完成品を購入するのであれば備品購入費。大工さんなどに製作を依頼して納品してもらう場合は、工事費や委託料で結構です。</p>
<p>Q. 国からの補助金で購入した備品についてがんばる支援事業の対象になりますか？</p>	<p>A. 国や県からの補助金で購入した物でも、自己負担分については補助の対象になる場合がありますが、厚労省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付事業」など、実費が満額補助されるような場合は補助の対象とはなりません。</p>
<p>Q. 住家についての新型コロナ対策は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 店舗や作業場における新型コロナ対策が補助対象となりますので、住家（研修生等の住まいも含む）におけるコロナ対策は補助の対象とはなりません。</p>